



学校図書館部会報

No. 80 / 2025.12

発行日: 2025年12月25日

発行者: 日本国書館協会 学校図書館部会 (部会長: 甫坂久美子)

連絡先: (E-Mail) gakutobukai@jla.or.jp



INDEX

○JLA 学校司書に関する「見解」「提言」、9月に公表	
理事・部会幹事・非正規職員に関する委員会委員 高橋恵美子	2
・学校司書の配置・待遇等について(見解)	
日本図書館協会非正規雇用職員に関する委員会・学校図書館部会	3
・いつでも開いている学校図書館へ—学校司書の配置等に関する提言—	
公益社団法人日本図書館協	8
○「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」(第5回～第8回)報告	
理事・部会幹事 高橋恵美子	9
○部会報のPDF配信についてのアンケートにご協力下さい	幹事会 20
○部会からのお知らせ	幹事会 22
○『短信』「部会・委員会のあり方検討委員会」が発足しています &アンケート実施中です	幹事会 23
○『短信』学校図書館の非正規雇用の問題について、 2026年2月3日に院内集会を開催予定	幹事会 23
○部会関連の書籍のご案内	
・『学校図書館職員調査による学校司書等の現状』新刊発行!!	23
・ブックレット『学校図書館とマンガ』まだ入手可能です!!	23
・ブックレット『学校図書館施設設備基準 解説』刊行されました!!	24

JLA 学校司書に関する「見解」「提言」、9月に公表

理事・部会幹事・非正規職員に関する委員会委員 高橋恵美子

経緯

学校司書に関する提言（案）については、6月7日の部会総会において報告を行っている（部会報79号「定期総会記録」）。提言（案）は、文科省「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」において、職員の問題が話し合われる時期があるはずで、有識者会議に向けて訴えるために非正規雇用職員に関する委員会と学校図書館部会が協力してまとめたものである。また、そのための話し合いには、学校図書館問題研究会と学校図書館を考える全国連絡会にも同席していただいた。部会総会では6月7日時点の提言（案）が示された。なお、この提言（案）は、理事長が海外への視察旅行に出ているとの理由で5月22日理事会にはかることができず、7月常任理事会、9月理事会にかけることになっていた。

6月12日の代議員総会、総会後の理事会を経て、JLAは新執行部体制となった。7月24日常任理事会前の7月13日、高橋は常任理事会メーリングリストに次のような発信を行った。提言（案）の決定を9月理事会まで待つ必要はなく常任理事会で決定できること、理由は、協会規程No.13「理事会から常任理事会に委任される事項に関する理事会申し合わせ」に執行を委任する事項として「(3) 急を要する声明・見解等、本法人の方針の表明」が入っていること、「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」第6回会議（9.2）に「司書教諭・学校司書・司書等の配置充実に向けた課題等（処遇の在り方等）」が話し合われる可能性があることである。共同して作成にあたった非正規雇用職員に関する委員会も同じ意向であることを伝えた。

7月24日常任理事会では、非正規雇用職員に関する委員会の小形委員長も同席して、提言（案）についての話し合いが行われた。常任理事会議事録は『図書館雑誌』9月号に掲載されている。結論としては、文章がとにかく長すぎるとの指摘があり、この案文を生かした長文修正版とは別に短縮版を作成することとなった。高橋は、7月24日常任理事会で決定したいと発言したが、決定は次の8月28日常任理事会となった。8月5日、非正規雇用職員に関する委員会の提言チームの会議で、長文修正版及び短縮版を作成し、8月14日に岡部事務局長に送付した。

8月26日、岡部事務局長より執行部による提言案が送られてきた。8月28日常任理事会前に、小形委員長、高橋、岡部事務局長で提言に関する打ち合わせを行った。岡部事務局長から、提言は執行部案でやらせてほしい、長文版は意見書的な意味合いにしてそのまま公表するというところまで話し合った。

8月28日常任理事会議事録は、『図書館雑誌』10月号に掲載されている。提言の執行部案は、それまでの案文と異なり、日本図書館協会の名称での案となる。また、この提言は非正規～委員会・学校図書館部会共同作成の長文版を参考にしていることを明記することだった。執行部案及び長文版は文言修正の必要があるが、この二つを公表し、10月7日開催の「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」第7回会議に提示することとなった。

9月14日付で、長文版である「学校司書の処遇・配置の改善等について（見解）」がJLAホームページに公表され、9月18日付で、執行部案であった「いつでも開いている学校図書館へー学校司書の配置等に関する提言一」が公表された。10月7日有識者会議では、曾木委員の発表資料の最後につく形で「提言」が提示された。

※次ページから、その「見解」と「提言」を掲載しています。PDF版が以下のJLAホームページに掲載されています。

- 「学校司書の配置・処遇等について（見解）」日本図書館協会非正規雇用職員に関する委員会
・学校図書館部会 https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/09/sl_kenkai.pdf →↑
- 「いつでも開いている学校図書館へー学校司書の配置等に関する提言一
https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/09/sl_teigen_20250918.pdf →→→→



学校司書の配置・処遇等について（見解）

日本図書館協会非正規雇用職員に関する委員会・学校図書館部会

2025.9.14

はじめに

学校司書は学校図書館の専門職として、運営全般に責任を持ち、利用者に迅速的確に資料・情報を提供する役割を担います。すべての利用者の一人ひとりのニーズや個性にていねいに向かい、学校の教職員の一員として児童生徒の成長を支える、教育活動に関わる図書館専門職員です。

学校司書は、学校図書館に常駐して図書館を機能させ、児童生徒・教職員に図書館サービスを提供します。学校図書館を活用した授業や授業づくりのサポートのために教師に積極的に働きかけ、児童生徒の学ぶ過程にていねいに関わり、検索や学ぶための方法が習得できるようにします。さらに教職員と連携して利用教育を行い、メディア情報リテラシー育成に取り組む役割もあります。読む楽しみを伝え、読む力が育つように支援します。学校図書館が、安心してくつろげる場、誰もが集える場、情報交流や創造の場として役立つよう留意しつつ、児童生徒の自主的活動への支援や相談、その他多様なニーズに柔軟に対応して、その成長に貢献します。2014年学校図書館法一部改正時の衆参両院附帯決議では、「重要性」がある職と認めており、「学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる」環境・任用・勤務条件の整備に努めるべきとされています。

2014年の学校図書館法の一部改正で学校司書が法に明記されたことにより、この10年間で小中学校への学校司書の配置が着実に進んでいます。文部科学省（以下「文科省」という）の「平成26年度「学校図書館の現状に関する調査」」によれば、2014年にそれぞれ54.4%、53.1%であった小中学校の配置率は、

「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」⁽¹⁾によれば、2023年には公立学校に限るもの的小中学校とも70%を越えています。一方、職員数は増えているものの、いずれの校種においても常勤職員が減少し、非常勤職員の割合が増えています。文科省の「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」によれば、小学校（義務教育学校前期を含む）で97.1%、中学校（義務教育学校後期、中等教育学校前期を含む）で95.7%、高校（中等教育学校後期を含む）でも34.1%が会計年度任用職員であることがわかりました。

日本図書館協会非正規雇用職員に関する委員会では、この状況の中で学校司書の職場実態とどのような問題が起きているか知るために2023年度に「学校図書館職員に関する実態調査（自治体向け）（個人向け）」⁽²⁾を行い、それぞれ2024年5月と12月に結果を公表しました。この調査によって学校司書の週当たりの勤務時間の少なさや複数校兼務などの様々な問題、有償ボランティアや民間委託の実態が明らかになりました。これらの改善なくしては学校図書館の発展はありません。そのため非正規雇用職員に関する委員会は学校図書館部会と合同でこの見解をまとめました。学校司書の役割を明確にするとともに、配置、労働条件、学校内での処遇、さらに研修について、それぞれ問題点と改善策を提案するものです。

文章中に含まれる数値や記述については、次のものを基にしています。

文部科学省「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」

→ 以下、（文科省 2023）と記載

日本図書館協会「学校図書館職員雇用状況調査（自治体向け）」2024

→ 以下、（JLA 自治体向）と記載

日本図書館協会「学校図書館職員に関する実態調査（個人向け）」2024

→ 以下、（JLA 個人向）と記載

1 配置の問題の改善のために

（1）正規職員あるいは正規職員に近い職員配置を行うこと

学校司書が専門職としての役割を果たすためには、正規職員あるいは正規職員に近い職員配置が必要です。同時に、司書資格や学校司書モデルカリキュラム修得を要件とする採用であることが必要です。

(2) 複数校配置をなくして、1校専任にすること

公立学校の学校司書の 24.1%が複数校の勤務です（文科省 2023）。1人の学校司書が複数校に勤務することにより、1校あたり週 1 日ないし 2 日の勤務であっても学校司書の配置校とカウントされ、配置率を上げています。しかしこれはめざすべき状態とは言えません。

学校司書の複数校勤務は、学校の教職員の一員として扱われない実態につながります。勤務日・時間数が少ないために学校図書館の仕事が満足にできず、サービス残業にもつながっています。この問題を解決して、1校専任で週 5 日勤務の学校司書配置を進めることが急務です。

(3) 大規模校や複合校等の理由によらない1校に複数名の配置をなくすこと

週 2 日勤務・3 日勤務の組み合わせによる 1 校に 2 名の配置や、短時間勤務職員による 1 校に複数名の配置の実態があります。学校図書館は、子どもや教職員との関係が密になることでサービスの質が深まるため、この配置形態はふさわしくありません。

(4) 勤務日数・勤務時間数を増やすこと

教師との打ち合わせ、図書館利用への対応、公共図書館からの資料借り入れ、図書館だよりの作成などが、短時間勤務のため勤務時間外になってしまふとの声が多く寄せられています（JLA 個人向）。また、学校の休業期間に雇用を切られることも大きな問題です。児童生徒が登校しない期間には、蔵書の点検・更新・補修、書架の整備・配置の検討、掲示物等の作成など、日常の開館時には行えない仕事があります。

(5) 有償ボランティアを自治体職員に置き換えること

有償ボランティアは、学校図書館に一定程度広がっています。ボランティアとはいいうものの、実際には職員同様の「雇用」状態となっていて、名称と実態が乖離しています。JLA 個人向け調査においても、配置日数・時間数、謝礼（報酬）、待遇等の様々な面で、他の雇用形態よりも劣悪な状況になっています。「雇用」ではないために、校内の諸会議に参加できない、研修もないなどの問題もあります。有償ボランティアという配置形態をなくして、自治体雇用職員に切り替える必要があります。

(6) 民間委託による職員を自治体直接雇用にすること

民間委託による職員配置は、教育の場である学校図書館にはなじみません。学校図書館の仕事をする上で欠かせない教員との打ち合わせや教員からの依頼への対応が、多くの場合偽装請負⁽³⁾にあたるからです。また、この見解の 3 の (2) の記述にある「学校司書を教職員の一員として位置付ける」という点でも、問題があります。学校図書館法に規定される学校司書は、学校設置者に直接雇用された職員のことであるとされています⁽⁴⁾。民間委託は止め、自治体雇用職員に、私学の場合は設置者雇用職員に切り替える必要があります。

2 労働条件の改善のために

(1) 会計年度任用職員等の 2 度目以降の任用については、公募ではなく勤務実績による能力実証によること。またそれ以外の民間雇用の職員についても労働契約法に基づく無期雇用化を実施すること

図書館職員には、当該の職場における職務の経験と知識の蓄積が求められます。そのためにはその職場で長期間継続的に勤務していくことが必要です。

職員全体の 63.6%が 1 年雇用であり、一定期間で任用が打ち切りになるいわゆる「雇い止め」について「ない」と答えた人は約半数に止まっています（JLA 個人向）。任用にあたっては当該の職場で培われた経験と知識によって判断されることが望ましく、最初の任用は公募であっても、2 度目以降の任用は勤務実績による能力実証で行われることが必要です。

また民間雇用の職員には 6 年目以降労働契約法第 18 条に基づく無期雇用化を実施することが求められます。

(2) 雇用形態による格差をなくし、専門職としての職務に応じた、かつ生活できる賃金や手当を支給すること

同じ職務に従事していても正規職員の平均月給 318,977 円に対し、「フルタイム会計年度任用職員」173,243 円、「パートタイム会計年度任用職員」149,151 円とその差はほぼ 2 倍あり（JLA 個人向）、中には最低賃金とほぼ変わらない場合もあります。同一労働同一賃金の原則を徹底するとともに、専門職としての職務に応じ、かつ経験も考慮された賃金（昇給）が支給されるべきです。またその賃金は一人でも十分生活できるものでなくてはなりません。

同様に各種手当や退職金についても公務員、民間を問わず雇用形態により大きな格差があります。これについても格差を解消していくことが求められます。

（3）休暇や福利厚生について雇用形態による格差をなくすとともに、取りやすい職場環境を作ること

雇用形態を問わず多くの休暇が付与されています。しかし休暇の種類や付与日数に差がある場合がありますし、同じ休暇が正規職員は有給であるのに対し、非正規雇用職員は無給といった例も多く見られます（JLA 個人向）。また出産、介護により、退職を余儀なくされる場合もあります。これらの休暇や福利厚生についても雇用形態による格差をなくすことが求められます。

また「休暇があっても取りづらい」という声もあり、職場環境の改善が求められます。

（4）サービス残業、持ち帰り仕事をなくすこと

サービス残業、持ち帰り仕事をする職員が 7 割を越え、特に勤務時間の少ない「パートタイム会計年度任用職員」等で多く見られます（JLA 個人向）。会計年度任用職員のほぼ 8 割に超過勤務手当がありません（JLA 個人向）。勤務時間や職場環境の改善を行うとともに、超過した分についてはきちんと賃金が支払われなくてはなりません。

3 処遇の問題の改善のために

（1）教育委員会、校長および全教職員は、学校司書の業務や役割について理解すること

学校司書は、学校図書館の運営全般にわたる業務を担っています。その多岐にわたる業務内容・業務量により、勤務時間内では仕事が終わらない、という声が多くあがっています（JLA 個人向）。しかし、その業務の実態が理解されているとは言い難い状況です。

学校図書館が適正に機能するためには、まず教育委員会や校長をはじめ全教職員が学校司書の業務や役割について理解することが求められます。そのための研修も必要です。

（2）学校司書を教職員の一員として位置付けること

学校図書館はほとんどの場合 1 人職場で、正規教職員と異なり学校設置自治体の採用であることが多く、部外者のように扱われているという声があります。他の職員と同様の学校に関する必要な情報が得られにくくなど孤立した状況になりがちで、教職員と連携した学校図書館運営の妨げになっています。

学校司書にも職員室に専用の机と、学校に関する情報に接するための端末が必要です。また職員会議への出席を認め、参加時間は勤務時間内とするべきです。

（3）学校司書の仕事に必要な IT 環境を整備すること

学校図書館でインターネット検索ができず、プリンターもないため、図書館だよりの作成や情報検索が持ち帰りのサービス残業になる、という声も寄せられています（JLA 個人向 最後の設問に寄せられた声記述例 41）。

図書館業務に必要な様々な情報検索を円滑に行い業務に活かすため、学校図書館内でインターネットが利用できる環境、プリンター等の機器の設置は不可欠です。また学校司書に児童生徒・教職員と同様のタブレットと専用の ID・パスワードを配付し、授業や委員会活動の情報を共有できるようにすることも必要です。

4 研修の問題の改善のために

（1）公的な研修を実施すること

1 人職種の学校司書にとって、研修は欠かせません。自治体単位の全体研修が年に 1 ~ 2 回しか行われていないところが多くあります（JLA 自治体向）。全体研修に加えて、司書同士の情報交換を行うことでの

きる地区ごとの研修も必要です。

求められている研修には、ICT・タブレット端末の活用、司書同士の情報交換・交流、授業支援の方法・事例・ワークショップ、選書・資料情報などがありました（JLA 個人向）。

（2）初任者研修を実施すること

はじめて学校図書館で働く人には、初任者研修が必要です。全体研修の実施状況と比べると、初任者研修を実施している自治体は多くありません（JLA 自治体向）。特に資格を問わずに採用している場合は、学校図書館の基本的実務についての研修が必要です（JLA 個人向）。

（3）外部の学校図書館関係組織が実施する研修参加への支援を行うこと

研修参加への支援には、勤務時間としての参加の保障と費用の支援があります。給与・報酬が少ない学校司書にとっては重要です。

（4）学校図書館支援センターを設置すること

学校図書館支援センターがあることで、研修の機会が保障されます。JLA の自治体向け調査では、回答 70 自治体のうち、学校図書館支援センター（類似施設を含む）があると回答した自治体は 19 自治体でした。

また、学校図書館支援センターの運営に学校教育課等が関わっている場合は、教職員向けの研修を行うことができます。

おわりに

これまで述べてきた見解は、非正規雇用が大半を占めているという現状を前提とした当面の対策です。そして、学校図書館の機能を維持し発展させるためには、さらに改善を進めて、専門・専任（学校図書館専任かつ 1 校専任）・正規の学校図書館専門職の制度が必要です。

近年、学校図書館の役割が様々語られていますが、現行の法制度は、それを担う学校図書館専門職員の制度を欠いています。学校司書には学校図書館を「つかさどる」地位権限がありません。このことは、学校司書の非正規化が進行する一因にもなっています。加えて教員の中から発令される「司書教諭」は、12 学級以上の学校に必置であるのに対して、学校司書は「置くよう努めなければならない」、つまり自治体の努力義務になっています。このことが、自治体によって学校司書の位置づけが異なる原因であることができます。

2023 年の文科省「令和 5 年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」、JLA の自治体向け、個人向け調査結果が公表されたことにより、学校図書館職員の実態が明らかになりました。学校司書の実数、正規職員の数は、従来の文科省「学校図書館の現状に関する調査」では、わからぬままでした。

1995 年の公立学校を対象とした「文部省委嘱 学校図書館及び読書指導に関する調査」（悉皆調査）⁽⁵⁾によれば、学校司書の総数は 8,218（推定）、正規職員数は 4,721（推定）でした。2023 年の文科省調査では、学校司書の実数は 16,720、会計年度任用職員とその他の非常勤職員を除く常勤職員の学校司書数は、2,226 です。学校司書の総数は増えましたが、正規職員が減っています。

学校図書館が学校教育において、どのような役割を果たすかについての実践は、1980 年代後半から現在に至るまで、主に正規職員あるいは正規職員に近い位置づけの学校司書によって蓄積されてきました。こうした実践を可能にした継続的・安定的な職務環境が失われようとしています。学校司書が専門職として育ち、専門性を身につけ、実践を蓄積するには、継続的・安定的な職務環境が欠かせません。この見解に基づいて、子どもたちと直接接して、学校教育の場で働く学校司書の待遇改善を求めます。

学校図書館の現場では雇用の非正規化が急速に進んでおり、遠い将来の話ではなく、早期に職員制度についての議論がされる必要があります。専門・専任・正規の職員配置実現にむけて、新たな学校図書館専門職員制度⁽⁶⁾についての関係者の合意形成と関係法令改正への取り組みが必要です。

この見解の作成に当たり、学校図書館問題研究会、学校図書館を考える全国連絡会の協力を得ました。

(1) 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課「令和 5 年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」結果 令和 6 年 6 月 20 日発表 令和 6 年 9 月 10 日修正
https://www.mext.go.jp/content/20250617-mxt_chisui01-100002176_1.pdf (2025. 7. 29 アクセス)

(2) 日本図書館協会非正規雇用職員に関する委員会「学校図書館職員雇用状況調査(自治体対象)報告」2024. 5. 2 公表 2024. 5. 20 修正 同委員会「学校図書館職員に関する実態調査(個人向け)報告書」2024. 12 同委員会「学校図書館職員に関する実態調査(個人向け)最後の設問に寄せられた声」2024. 12
<https://www.jla.or.jp/committees/hiseiki/> (2025. 7. 29 アクセス)

(3) 学校側の教員が、請負契約による委託スタッフに対して直接業務の細かい指示を出すのは偽装請負にあたり、違法となる。東京都立高校図書館が民間委託を見直し、自治体の直接雇用となったのは、この違法性を排除できなかったことにもよる。
<アルファポリス>ビジネスジャーナル「東京都、違法行為横行で学校図書館の民間委託見直しへ… 違法性排除できず、コスト削減効果もなし」2020. 12. 01
<https://www.alphapolis.co.jp/business/provided/3/4847> (2025. 4. 24 アクセス)

(4) 学校図書館議員連盟 公益財団法人文字・活字文化推進機構 学校図書館整備推進会議『改正学校図書館法 Q & A 学校司書の法制化にあたって』2014. 7. 15
Q7 が該当の質問、回答 (A7) に「事業者が雇用して学校図書館に勤務する者は、校長の指揮監督下にないことから、法の規定する「学校司書」には該当しないと考えている。」とある。
「国会議事録」第 189 回国会 衆議院予算委員会第四分科会 第 1 号 平成 27 年 3 月 10 日
笠議員（民主党）が文科省の見解を質問、文科省は「学校図書館業務を受託する事業者の方が雇用する方は、学校図書館法上の学校司書には該当しない」と理解していると回答。
なお、文科省のこの見解は「令和 2 年度学校図書館の現状に関する調査質疑応答集」の回答にも記載されている。

(5) 「文部省委嘱 学校図書館及び読書指導に関する調査」「学校図書館」1995 年 12 月号、全国学校図書館協議会、p. 38-46 本調査の報告では、学校司書の総数及び正規職員数の記載がなく、割合 (%) で表示されている。そのため回答した学校数をもとに算出した。

(6) 日本図書館協会が考える「新たな学校図書館専門職員制度」は、以下の内容である。新たな単一の学校図書館専門職員を設置及び配置（必要に応じて複数配置）し、その専門性に相応しい職務内容や地位及び権限を、法律に規定する。
日本図書館協会学校図書館職員問題検討会「学校図書館職員問題検討会報告」2016. 9. p. 24-25
<https://www.jla.or.jp/wp-content/uploads/2025/01/gakutohoukoku2016.pdf> (2025. 7. 29 アクセス)

2025年9月18日

いつでも開いている学校図書館へ —学校司書の配置等に関する提言—

公益社団法人日本図書館協会

学校図書館には学校における「学習センター」「情報センター」「読書センター」の3つの役割があります。学習のための資料と情報そして学習の場を提供することで学校教育の充実に資するのみならず、児童・生徒が自発的かつ自由に多様な本に触れることによって、豊かな感性と知識探究の意欲を育てます。加えて、近年では、児童・生徒にとっての学校でのオアシスであることが求められる事例が増えています。

学校図書館が、上記の役割を発揮するための第一の必須要件は、専任の学校司書が常時勤務している「いつでも開いている図書館」です。しかるに、文部科学省の調査では、常勤職員及びフルタイムの職員が配置されているのは17.1%であり、多くの学校では、学校司書が限定された曜日、限定された時間しか配置されていないため、多くの時間は学校図書館が開いていないのが現状です（注1）。また、その学校の事情や教職員、児童・生徒をよく知る学校司書が必要ですが、複数人での交代制や複数校の掛け持ちも多く、さらには学校司書のコンピュータの活用やデジタル教材へのアクセスに制限があるなど、児童・生徒の学習、読書環境に不平等、格差が生まれる要因となっています。

日本図書館協会は学校図書館の実態に鑑み、「いつでも開いている学校図書館」の実現のため以下の提言を発信することで、広く国民の皆さんとりわけ児童・生徒の保護者の皆さん、学校教育関係者の皆さん、自治体教育委員会等ご関係の皆さん、並びに国会議員各位に、この問題に関する認識を共有していただきたいと訴えます。

提　　言

1. すべての学校に、フルタイムで一校専任の学校司書を配置すること
2. 学校司書を学校教育に関わる職員の一員として待遇すること
3. 公的な研修を制度化するなど、学校司書の資質向上を保障すること
4. これらを可能とするため、学校司書の法的位置づけを明確にする学校図書館法の条文改正を行うこと

なお、本提言は、「学校司書の配置・待遇等について（見解）」（注2）などを参考としています。

注1：「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」結果（概要）では、学校司書の任用の状況において、常勤職員13.3%、会計年度任用職員（フルタイム）3.8%となっている。

また、学校司書の配置状況では、一校専任の割合は、高等学校・中等教育学校（後期）95.4%、中学校・義務教育学校（後期）・中等教育学校（前期）55.6%、小学校・義務教育学校（前期）66.6%となっている。

https://www.mext.go.jp/content/20250617-mxt_chisui01-100002176_1.pdf

注2：「学校司書の配置・待遇等について（見解）」日本図書館協会非正規雇用職員に関する委員会・学校図書館部会

https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/09/s1_kenkai.pdf

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」

(第5回～第8回)報告

理事・部会幹事 高橋恵美子

はじめに

文部科学省「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」第1回から第4回会議の報告は、学校図書館部会報79号(2025.7.17)に掲載した。今回は第5回から第8回会議の報告となる。本部会報の報告は、部会員の関心の高い学校図書館に関する部分、学校司書の処遇の問題等を中心記述する関係で、発表内容・議事録等を省略している。詳しく知りたい方は以下を参照されたい。https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/050/index.html→



「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」(第5回)

有識者会議の第5回は、2025年7月17日に開催された。議題は、「図書館・学校図書館と関係機関等との連携・協働の促進等の在り方について」である。事務局から「論点(案)」の説明、3名の委員による発表、意見交換となった。

事務局の田中図書館・学校図書館振興室長の「論点(案)」説明では、学校図書館が公共図書館と連携している学校数は全体の7割強、連携している学校のうち、公立図書館資料の学校への貸出しを行っている学校数は9割強とのこと。また、公共図書館と定期的な連絡会を実施している学校数及び公共図書館司書等による学校への訪問がある学校数は、2割強とのこと。「学校図書館ガイドライン」や第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においても、公共図書館等に加えて地域との連携をすることになっている。

本日の会議の論点は3つ。1つ目、「地域コミュニティへの寄与のために求められる役割・必要性について」、図書館・学校図書館はどのような役割を担うかという点。学校図書館からの視点として、児童生徒及び教員の利用に供しながら、地域社会と連携する必要性や意義について。2つ目、図書館資料・サービス・施設・設備の在り方について。3点目、司書・司書教諭・学校司書等の人材の在り方について。利用者の要望や社会の要請に応えるため、司書・司書教諭・学校司書等に求められる役割。読書環境の充実に向けて、地域や関係機関との連携・協働のために司書・司書教諭・学校司書等に必要な専門性や資格。必要な研修等についてである。

なお、この会議の論点には、学校図書館部会として関心の高い論点(案)IIの2「今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成」のうち、2番目の「・司書教諭・学校司書・司書等の配置充実に向けた課題等(処遇の在り方等)」の内容は含まれていなかった。

発表は、松本委員「図書館・学校図書館と関係機関等との連携・協働の促進に向けて」、手塚委員「地域社会における紫波町図書館の役割、連携・協働について」、小林委員「県民に役立ち地域に貢献する図書館を目指して 書店と図書館の協働⇒鳥取方式」。

意見交換(学校図書館に関連する部分の発言のみ)

土屋委員：学校図書館における関係機関との連携・協働について、杉並区の事例を基に話したい。学校図書館は全ての児童が活用する学習の場として、児童と公共図書館をつなぐ役割がある。1年生が入学すると、公共図書館の職員に来校していただき、バッグ配布とガイダンスを行う。6年生には、国語の「公共図書館を活用しよう」という単元で、タブレットで公共図書館のホームページにアクセスし、その見方を学習。中学生になっても、公共図書館を積極的に活用することを促している。公共図書館主催の各

種イベントの作品づくりを、学習計画に位置づけ、作品を地域の図書館に展示してもらうと、親子で足を運ぶきっかけになり地域とのつながりができる。これらの連携は、学校司書が窓口になってやることが多い。

杉並区では、公共図書館と学校図書館は別々のシステムを利用しておらず、その間をつなぐのが、済美教育センターの学校支援担当である。学校が複本を集めたいときの方法は4つある。(省略) ちょっと複雑だが、学校司書はタイミングや物流などの条件を基に判断して使い分けている。(省略)

「人材の在り方」について、学校司書は、業務委託を含む様々な雇用形態があり、地域によって働き方が違うことにより連携の仕方も様々である。公共図書館から司書が派遣されている場合は公共図書館の、業務委託の場合は会社の上司がそれぞれいる。組織の内外でうまく連携を取るのは、司書の資質に大きく関わっている。関わる全ての方々が連携の意義や効果を共通理解する場があるといいと思う。

杉並区では、学校司書研修の第1回に、学校司書全員と中央図書館の事業係が対面で話をする場が持たれている。公共図書館との連絡会も、区内でも地域によって差があるが、年に一、二回あるところがある。私も前任校で、年に一、二回の連絡会に参加していた。公共図書館と一緒に共催イベントを企画したり、複本の購入リクエストを行った。

学校図書館と公共図書館との交流という意味では、杉並区高井戸中学校の例が参考になる。この中学校は、地域図書館と学校図書館が扉1枚でつながっている。

曾木委員：学校図書館が地域コミュニティに寄与することは、今はなかなかできない状態にある。

植村委員：今回のテーマである地域連携において、学校図書館が中心となってやっていくことの困難さがある。学校図書館ができない理由は、先ほど、学校司書の配置が少ないということに加え、何よりも学校は子供たちの安全のために、簡単に外にオープンになってはいけない場である。

設楽委員：1点目、学校は、地域の方の力をお借りするだけではなくて、児童・生徒が学ぶことを主体としつつ、地域の人たちも子どもたちと一緒に学ぶことで、互いに学んでいく学び合いの地域社会の実現を目指すことが必要と考える。学校図書館も、地域の方の力も活用して、互いに向上していくと考える。

2点目、学校図書館は、児童及び生徒、教員の利用に供しながら、地域社会と連携をする必要がある。

無書店や公共図書館がない地域などに対して、全国各地にくまなく存在する学校図書館が地域の学びを支援する拠点として活用できる可能性がある。

3点目、司書教諭や学校司書の研修では、公共図書館と連携した研修体制が課題である。定期的な研修の機会が、必要。

次回第6回会議は9月2日。

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」(第6回)

有識者会議第6回は、2025年9月2日に開催された。議題は、「これからの中学生の学びを支える読書環境の充実について」である。事務局から「論点(案)」の説明、3名の委員による発表、意見交換となった。

事務局の田中図書館・学校図書館振興室長の説明、本日の「論点(案)」は1-3、「これからの中学生の学びを支える読書環境の充実」、1学習指導要領に基づく「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実、主体的・対話的で深い学びの実現、2不読率の低減や中学生主体の読書の取組の推進を図るために、図書館・学校図書館に求められる資料・サービス、施設・設備、人材の在り方についてである。

現状として、特に高校生の読書離れが長く続き、読書を好きと回答する児童生徒の減少が課題となっている。全国学校図書館協議会の第69回学校読書調査では、不読率の割合が小学生8.5%、中学生が23.4%、高校生が48.3%。1人当たりの平均読書冊数は、小学生が13.8冊、中学生が4.1冊、高校生が1.7冊。令和7年度全国学力・学習状況調査では、質問項目「読書が好きですか」の設問に対し、「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」という割合が小学生は全体の69.8%、中学生は61.7%。この中で、選択肢ごとの教科の平均正答率に当てはめてみると、同じ設問で「当てはまる」と回答した小学生の国

語では 73.6% の正答率、中学生の国語では 61.9% の正答率だった。

(続いて論点 (案) に関する「学校図書館ガイドライン」の記述、「小学校学習指導要領」の総則の記述が紹介されたが省略)

本日の論点と検討の視点 (案) は 3 つ、1 つ目「児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実のために求められる役割・必要性」。「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実、主体的・対話的で深い学びの実現へ対応するために、図書館・学校図書館はどのような役割を担うか。2 つ目「図書館資料・サービス、施設・設備の在り方」。学校図書館では、児童生徒の興味・関心等に応じ、自発的・主体的に読書や学習を行う場としてどのような蔵書構成、運営が必要か。不読率の低減や子供主体の読書の取組の推進を図るために求められる環境の整備について。3 つ目「司書・司書教諭・学校司書等の人材の在り方」。子どもの視点に立った読書活動の推進を行うため、司書・司書教諭・学校司書等に求められる役割、専門性や資格及び研修について。学校図書館では、学校図書館を有効に活用し、子どもの読書活動を推進するために司書教諭、学校司書等が習得すべき知識・技能等についてである。

発表は、奈須副座長「学習指導要領等の改訂を巡る審議の状況について」、紀之定委員「学校図書館における子供の学びを支える読書環境の現状と今後の充実に向けて」、高橋委員「子どもの学びを支える公共図書館の活動及び今後の展望」。

意見交換（学校図書館に関連する部分の発言のみ）

植村委員：紀之定委員の発表について質問、司書教諭の仕事について教科の授業の負担減はあるのか、学校司書の配置はどうなっているか、の 2 点。

紀之定委員：全く軽減はなく、学校で一番授業数が多いのではないかと思う。学校司書は、今は火曜日がお休みで、月水木金と来てくださっている。火曜日以外は一日中学校にいて開館してくれる。

植村委員：学校司書のいない火曜日の開館はどうされているのか。

紀之定委員：お昼しか開館できない状況。

伊藤委員：昨年度の全国連合小学校長会の調査研究のまとめで、幾つか特徴的な内容について紹介したい。

児童用図書購入予算は、国や各都道府県の予算は増加傾向だが、学校規模で考えると、12 学級以下、1 学級から 2 学級の小規模校で、図書購入費が減額しているという傾向が出ている。また、学校図書館に複数の新聞を置くことが求められているが、実際に複数紙を置いている学校が非常に少ない。国からの予算措置はされているが、現場で運用されていない現状が明らかになった。それから、GIGA スクール構想が進んだことで、総合的な学習の時間を進めるための蔵書の数が年々減っている。学校図書館の蔵書の整備になかなか目が向かなくなっている。タブレット使用の影響などが出てきているのかと感じる。読書の危機について、根本的なところで、子供もそうだが、大人社会全体の問題が大きく影響しているのではないかと感じている。

田井委員：第 1 に、中学生は不読率が 2 割を超えてる状況にある。その一方で、学校図書館は授業活動や自主的な読書活動の基盤として機能しており、学校図書館が読書の楽しさを実感できる場や時間を提供することが、生徒主体の読書につながっていくと考えている。

第 2、生徒が自ら本を取り、選び、仲間と共有することが読書活動を広げる大きな力になる。学校では、読書クラブの活動やブックトーク、ビブリオバトルなどを推進しているが、その活動を支える学校図書館の機能の充実は欠かせない。単に蔵書を整えるだけでなく、教職員から生徒への働きかけや、生徒がすぐに手に取れる環境づくり、生徒が自分の図書体験を発信できる仕組みを整えることが今後さらに求められる。

第 3、学校図書館は、生徒の学習と生活をつなぐハブである。探究的な学習の資料収集、ICT を活用した調べ学習やまとめ、そしてその発表に至るまで、図書館は重要な役割を担っている。このような役割を充実させるには、まずは常に開館して、生徒が利用できる体制、放課後や下校時刻まで含めた運営体制を整えることが求められる。また、学校図書館のデジタル化を進め、これまでのコンピューター室の機能と連携し、さらに発展させたラーニングコモンズとして整備することで、学校図書館の三つの機能

が、より高まると考える。さらに、学校図書館を生徒の落ち着ける居場所として日常的に利用できるよう整備することも重要である。

以上のような活動や学校図書館の環境を実現するには、専門的な人的配置と安定した財政的支援が不可欠である。特に、学習に必要な図書を用意し、生徒がいつでも活用できるように図書館を開館することを可能にするには、専門職員のさらなる配置が強く求められる。あわせて、ラーニングコモンズとしての整備や地域図書館との連携強化も一層望まれる。

林委員：私の勤務する学校は、昼夜間3部制、午前部・午後部・夜間部、計10学級1学年ある学校で、生徒数は920名ほどの学校。学び直しをメインとしていて、様々な課題を抱えた生徒が数多くいる。図書室も、居場所づくりの一環として開館をしている。漫画も、少年ジャンプも置いている。寝転がれるスペースもあれば、テント、段ボールハウスなども置いている。生徒の居場所に学校がなればなということを行っている。

ずっと高校の教員をやっているが、格差の拡大が進んできていることが心配である。学力テストの結果を見ても、上のほうは学力は落ちていない、下のほうは全然学習していない。当然本も読まない。家庭環境も活字が一切ないような家庭も珍しくない。

本校の場合、おそらくADHDが100人ぐらい、識字障害の子はたぶん2桁はいるかなという学校だが、生徒の居場所づくりをきっかけに、どうやって、活字だけではなく、映像教材も含めて生徒の学びを止めずにいけるかということに腐心している。

小さな子にスマホの映像をずっと見せている家族を目撃した。どうしたら読書による楽しみを与えられるかが重要。低年齢児の学習、読書体験がすごく大きい。

緒方委員：特別支援学校、特別支援教育において、障害者本人の意思を尊重する意思決定支援が重要視されている。学校図書館の運営や読書活動の推進についても、特に障害のある子供たちについては、この意思決定支援のプロセスを踏まえた取組が重要だと考えている。意思実現がかなうことにより、子供たちが学校図書館や読書活動に興味・関心が高まって、主体的な読書活動につながっていくと考える。そのため教員の意識改革をさらに促進させる必要がある。特に障害のある児童生徒に対して、まだまだ教員主導型の取組が少なからず見られるからである。

改善策としては、例えば蔵書の選定について、子供が学校図書館に置いてほしい本を選択して、毎年一定の割合それを整備する。子供が学校図書館に関心を持つてもらえるような取組として、学校図書とコラボした給食メニューを定期的に提供する。子供に人気のある図書に出てくる料理を給食で提供するという企画、子供たちに好評である。その本を読みに学校図書館に行くというような状況も見られる。これは子供と教員と栄養士のつながりがなければ実現しない。人材の在り方等も関係する。

子供主体の読書活動を進めるには、子供の興味・関心を引き出す仕組みや、それを実現させるために、学校司書と教員、関係職員の連携、特に学校司書には、子供が自ら学校図書館に関心を持つ取組を他の教職員と連携して実現させる企画力、コミュニケーション力といったことが必要な専門性の一つと考える。さらに特に障害のある子供に対する専門性としては、意思決定支援のプロセスを理解して、適切な支援ができることも挙げられる。

最後に、現在、特別支援学校においては、全校に学校司書が配置されているわけではない。多職種連携により長期的なスパンで障害のある子供の読書活動を支援するために、学校司書を全特別支援学校に配置していただきたいと願っている。

汐見委員：本を読まない子は、本の楽しみを知らないから本を読まない、本が嫌いだから読まないと思っていた。国語科の教員をやっていたとき、授業を学校図書館で行うと喜ばない子はいなかつたし、何か好きな本を探してみたらと言うと、何も探さない、本に全く興味がないという子はいなかつた。どんな子でも興味のある本を見つけてはぱらぱら見ていたので、本が嫌いとか、読書に対して拒否感があるわけじゃないと思った。自分が書いている本でも、初めて小説を自分で読んでみて、いろんな本を読むようになったという子も多い。きっかけがなかったために読書の習慣がなかったのかなと感じる。

自分の子供は家では読まないが、学校図書館でいろんな本を借りてくる。友達と一緒に読むんだ

など思った。空間の力もあると思った。

本と出会う環境がない子供、落ち着いて勉強できる場所を探している中高生、そういう場を求めている需要と図書館側が提供している供給、矢印がかみ合っていない。

最近流行している本は、人気のあるコミックのノベライズ、アニメやゲームのノベライズ、ドキュメンタリーホラーというジャンルである。コンテンツを作る側が、読書になじまなかつた層を引き込もうと一生懸命つくっていると感じる。

自分としても、小説に触れたことがない小学校の中學年・高學年の子や読書から離れてしまった高校生、大学生の方が読みたくなるような作品をつくっていきたい、つくり手側の立場から不読率を下げようと頑張っている図書館や書店の方々に、何か力になりたいなと思った。

野口委員：不読率の低減、読書推進に絞って2点申し上げたい。

1点目、子供たちの不読率を下げていこうというときに、大人が読書を楽しんでいるかどうか、そういう姿を子供たちに見せることができているかどうかが重要である。大人にどう読書の楽しさを伝えていくのか、大人にも実用的な講座の取組を進めていくことが有効なのではないか。ただ、図書館をふだん身近に感じていない人にとって図書館に来てもらうのはかなりハードルが高い。アウトリーチ的な視点で、例えば移動図書館の活用、地域の図書館や学校図書館、公民館や書店など、地域内の本のあるところとの連携、地域で活動する読書に関わるボランティア、絵本専門士、読書アドバイザー、いろんな地域のリソースや人材とのつながりの中で、子供から大人まで読書活動を促していくようなアプローチを地域ぐるみで取り組んでいくことが、より一層重要になってくる。昨年の文化庁から公表された国語に関する世論調査ですと、16歳以上の人たちの6割が不読であるというデータがある。大人が子供と一緒に読書を楽しむ環境づくりが非常に重要ではないか。

2点目、不読というと、自ら読まないとか、本に親しんでいないニュアンスで受け取られがちだが、読みたくても読みづらい状況で読書から遠ざかっている子供たち、大人がいる。読みづらさに直面している人たちをしっかりと包摂できるような読書環境づくりが不可欠である。不読率を低減するとか、読書活動全体を推進するという意味でも、読書バリアフリーの取組が非常に重要な意味を持ってくる。

池内委員：司書も、司書教諭も、学校司書モデルカリキュラムも、図書館、学校図書館がどうあるべきかの議論の後に、養成の講座のカリキュラムも改訂をやっていただきたい。現状とカリキュラムとの間に時差が生じている気がする。

私はあまり学校教育や学校図書館に詳しくないけれども、この間、いろんな学校図書館に行っている。そこですごく感じるのは、圧倒的な学校図書館間格差である。全く無関心な現場と、ものすごく頑張っている現場がある。

学校図書館側の政策資料、読書に関する政策資料と、学校指導要領や学校教育の側から見た図書館と、学校図書館から見ている図書館と、それぞれ違はずれがあると思う。政策の中できちんと学校図書館がどういう場所なのかを明記し、定義した上で、どうすべきかをここで議論する。すごい格差が生まれる土壤として、何でもできるけど別に何もやらなくてもいいというようなところがある。私は中学時代、開かずの図書室だった。政策的なレベルでの位置づけをきちんとしないと、すごく頑張っているところとそうじゃないところがあって、本当に大丈夫なのか、そこら辺はきちんと明記してほしい。

設楽委員：1点目、個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、学校図書館は、学習者に対して信憑性の高い多様な資料の提供ができるよう、0類から8類の資料をバランスよく整備し、読書力の向上、心を豊かにする良質な9類の読み物図書の整備をする必要がある。このとき、学校図書館には、学習者自身の語彙力や読解力、それから批判的思考力などを育む学び方の指導とレファレンスができる教師、司書教諭、学校司書の配置が必須である。

2点目、児童生徒の読書力は、発達段階や興味・関心等により様々である。日頃から児童生徒の読書傾向を把握している担任や教科担当、それから司書教諭や学校司書からの適切なタイミングでの適書を紹介することが、読書力の向上や資料を活用した学習の深化を促すと考える。不読率の軽減について、幼稚園や保育所の頃から読書の楽しさを味わわせる活動の継続が必須である。加えて、言葉を読み解くこ

とができる喜びを味わわせたり、最後まで読み通した成就感を体験させたりする読書指導ができる担任、教科担当、司書教諭、学校司書、保護者など、学校全体や家庭を巻き込んだ環境の整備が必要である。

3点目、読んでもらって物語の楽しさを味わった子供たちに、自らの力で文字を言葉として読み解けるようにする指導が必要である。児童生徒の読書力には大きな違いがあり、発達段階によつても異なつてゐる。一人一人に合つた指導に必要な研究成果やその根拠、実践事例などを盛り込んだ研修体制が必須である。

最後に、学校図書館は常に資料の更新をし、教育課程に沿つた資料を整備する活動が欠かせない。一方、言語活動の充実に必要な語彙力や読解力、そして資料の内容をうのみにしない批判的思考力などの情報活用能力の向上に関わる指導も重要である。こうした知識・技能は、司書教諭、学校司書が中心となり、担任や教科担当者に対して研究成果や多様な実践事例などを伝達して、日々の授業で活用できるような普及活動が必要である。

次回第7回会議は10月7日。

第6回会議では、事務局田中室長の「論点（案）」説明における「現状として、特に高校生の読書離れが長く続き、読書を好きと回答する児童生徒の減少が課題となつてゐる。」の発言が問題である。昨年のJLA学校図書館部会夏季研究集会で、講演者の飯田一史氏は「高校生は読書離れ？」として、高校生の読書は大人と変わらないこと、国際的に見てもそんなに悪くないと述べている。高校生に不読率の数値目標を設定したこと自体が間違ひではなかつたのかと感じる。また、この第6回会議で、野口委員は、「子供たちの不読率を下げていこう」というときに、大人が読書を楽しんでいるかどうか、そういう姿を子供たちに見せることができてゐるかどうかが重要である。」と発言した。同感である。

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（第7回）

第7回会議は、10月7日に開催された。第7回会議の議題は「今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成」及び「報告書骨子案への意見交換」である。事務局から「論点（案）」の説明、2名の委員による発表、意見交換の後、「報告書の骨子案」について事務局からの説明と意見交換を行う。

議題「今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成」

事務局の田中図書館・学校図書館振興室長の「論点（案）」説明。本日は、「今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等」になる。これまでの検討を踏まえ、必要となる組織体制、館長、司書教諭、学校司書、司書に求められる資質の向上の在り方、また、司書教諭、学校司書、司書の配置充実に向けた課題等について取り上げる。

司書教諭・学校司書の配置状況について、司書教諭の発令、学校司書の配置が進む一方で、学級数や学校種によるばらつきが課題となつてゐる。司書教諭の発令状況は、小学校 69.9%、中学校 63%、高等学校 81.5%。このうち 12 学級以上の学校における発令状況は、小学校 99.2%、中学校 97.0%、高等学校 93.2%。学校司書の配置状況は、小学校 68.8%、中学校 64.1%、高等学校 63%。令和 5 年に公立学校における調査を行つた結果では、公立の小中高では 7 割程度を超えてゐるが、一方で特別支援学校は 2 割以下、ばらつきが生じてゐる。学校司書の配置状況は、小学校・義務教育学校の前期 66.6%、中学校・義務教育学校の後期と中等教育学校の前期 55.6%、高等学校・中等教育学校の後期 95.4% である。司書教諭・学校司書等の研修の状況、都道府県、政令指定都市・中核市は約 9 割の研修が実施されているが、その他の市区町村での研修の実施は約 3 割にとどまつてゐる。

（続いて論点（案）に関する「学校図書館ガイドライン」の記述が紹介されたが省略）

発表は、曾木委員「公立図書館に求められる人材育成の現状と今後の充実に向けて」、設楽委員「学校図書館に求められる人材の育成の現状と今後の充実に向けて」。曾木委員は、発表の最後に日本図書館協会が

「いつでも開いている図書館へ」という学校司書の配置等に関する提言をまとめ、公開したこと、資料もつけ、提言の柱4つを紹介した。見解に関しては、スライド上にリンク先を示し、併せて見てほしいとのことだった。設楽委員の発表は、「司書教諭の専任化が学校図書館の機能を発揮するのに有効」として、私学の専任司書教諭の活躍、かつての東京都立高校の専任司書教諭の例をあげて説明した。ただし、司書教諭の専任化については最後のまとめの内容には入っておらず、司書教諭が学校図書館に関わる時間を週2時間程度設ける、司書教諭を複数人発令する、にとどまった。学校司書については、1校に1名配置をめざすとあった。

意見交換（学校図書館に関連する部分の発言のみ）

伊佐治委員：松本市の学校司書は、以前はPTA会費で雇用される不安定な立場だったが、現在は市の直接雇用に変わっている。きっかけは、平成27年4月から施行の学校図書館法改正によって、配置が努力義務になったこと、その3年ぐらい前に、学校司書の配置を促すために地方交付税による財源措置がされたことである、ただ、小中学校とも学校司書の配置が7割に満たない、努力義務という形で好転していくとは思えない。現状を変えていくには、学校図書館法で配置を義務規定にする、それを担保する地方財政措置が欠かせないと思う。

高橋委員：学校図書館法の司書教諭、「司書教諭を置かなければならない」となっているので、置くには置くが、実際に分掌等に専任で割り当てているケースはほとんどない、いていただければいいといった学校も非常に多い。専門的職務に十分関われないケースが多いので、法の担保の観点から、司書教諭に関しては、学校図書館法にもっと具体的に業務や役割を書いたほうがいいと思う。学校の校長は図書館長だとよく言うが、ガイドラインに書いてある。ガイドラインと法律では重みが違う。校長の意識が変わるように、法的に司書教諭の位置づけや業務内容をしっかり書いたほうがいい。さらに、校長の研修メニューの一部に図書館のことを組み込んではどうか。自分が校長の研修に出たときに、まとめた形で学校図書館の研修をした記憶がほとんどない。

学校図書館に関しては校長と学校司書と司書教諭と3者の話が多いが、静岡県の高校は、学級数6クラス以上の県立高校には原則的に図書主任を置かなきゃいけない、図書主任の先生がいる。図書主任は通常運営委員会に出席している。小中では、司書教諭とは別に図書館担当の先生を置いている学校も多いと聞く。この人たちは図書館の仕事を担当しているので、教職員全体に対して発言がしやすい。図書主任、図書担当の先生の業務内容を記述すると良いと思う。法的裏づけを伴って明記されると実効性が出てくる。私も副校長のとき、図書館担当の先生方にこれやってと頼むときに、法律に書いてあると頼みやすい。それがないと、何で僕がやらなきゃいけないのかと必ず言われる、法的裏づけがあると、校内の管理職としても頼みやすいという実態はある。

紀之定委員：2点ある。1点目、GIGA構想一人一台端末時代になってから、調べ学習や情報活用においても方法が多様になってきている。学校司書や司書教諭も研修に参加できれば助かる。

2点目、設楽委員の発表の最後のまとめに、司書教諭は学校図書館に関わる時間を週2時間設ける、司書教諭を複数人発令するという話があった。週2時間でもそういう時間を設けるのは画期的であり、助かるとは思うが、週2時間とはどういう根拠から来ているのか知りたい。司書教諭として、ほかの教科が図書館で調べ学習していると聞くと応援に行ったり、問題点等と一緒に考えたり、話し合ったり、生徒の質問に対応していく等、日々授業が満タンに入っていくという状況がある。また、司書教諭を複数人発令するところがあるが、図書館担当が各学年にいて、それをまとめるのが司書教諭となっている。その辺りを少し説明してほしい。

設楽委員：まず週当たり2時間の学校図書館に関わる時間だが、いろいろな学校現場の話、実際に司書教諭として担当する時間の話を聞いている。現状を総合すると、週に5時間程度ではないかと思う。令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」の負担軽減状況が、週当たり小学校は1.6時間程度、中学校は2.6時間程度なので、2時間という控え目な表現をした。司書教諭の複数配置、実際に複数配置している学校もたくさんあるが、司書教諭としての仕事が1人だと、転任・転補したときにその内容が途切

れてしまう。複数人で担当していると、複数の司書教諭が同時に転任・転補するということはまずないので、司書教諭としての仕事が継続できるという意味で、複数人の配置を提案した。もう一つ、1人で担うのではなく複数人で担うことによって職務が分散化できる。この2点から複数人配置の提案をした。

小林委員：2点話したい。

1点目、前回の会議で学校間格差が大きいという話が出た。これは自治体間の格差が大きいということに置き換えられる。制度、仕組みをきちんととするべきだという意見を聞いて、ぜひそうなればいいと思い、そういう措置が取れるならぜひそうしていただきたいと強く思う。配置が曖昧になっている背景を考えると、学校司書は何をしなきゃいけないのか、司書教諭は何をしなきゃいけないのかがぼんやりしているからそうなっている。はっきりこれをしなければならないのだということが分かれば、置かなければいけないんだということが通じていくと思う。実際のところは、司書教諭が発令されているから、司書教諭も頑張っている方がいるので、学校司書の配置に熱心でないとか、あるいは学校司書が配置されて頑張っているから、司書教諭は学校図書館の業務に携わらなくてもいい。いていただいたらいいという話があった。実態がそういうことになっているということは、役割がぼんやりしているということに尽きると思う。このところをどう明確化して、必要なものだということをはっきりさせていくのが大事なことである。

司書教諭、学校司書に対する研修はある程度行われているが、誰が研修ができるのかというと、管理職と一般の先生である。管理職が学校図書館がなぜ必要なのかということを研修する機会がほしい。一般の先生方が学校図書館をどう活用してどう教育に生かせるのかを学ぶ機会がほしい。そこがないと、いくら司書教諭・学校司書が学校の中で頑張っても、少数の中で展開していくことになる。学校教員の養成課程の中にそういうものがあってもいいのかもしれないし、何らかの形で学校図書館が必要だ、本当に学校図書館活用教育が大事だというのであれば、そういう位置づけを考えていくべきじゃないかと思う。

2点目、特別支援学校の学校司書の配置のことについて、これだけ極端に低い、何か考えなきゃいけない。特別なニーズを必要とする児童・生徒たちがこれから社会を生きていく中で活字を手に入れるということがどれだけ大切なことかということである。著作権法が改正されて、様々な本を読むことに障害がある子供たちに対して、提供できる資料の幅は広がってきてている。ただ、幅が広がっただけでは無理で、それを誰がどう準備するのかと考えたときに、それは学校司書や司書教諭であると思う。その手を打つ人たちがいないのに、幅を広げて、これは使えますよという法律の改正になっているとすると、絵に描いた餅で、実際にそれはできないことなんだろうと思う。必要な資料を個に応じて準備するにはどうしてもマンパワーが必要である、そういうような意味からも、特別支援学校への学校司書の配置率を向上させていくことは必要なことだと思う。

議題「報告書骨子案への意見交換」

田中図書館・学校図書館振興室長：報告書骨子案の説明。

植村委員：「デジタルに強い」人材について、学校には教職員をサポートするために入ってきたICT支援員がいる。GIGAスクールでは、その人材もこれまで以上に求められている。学校図書館における電子図書館や電子書籍が普及すると、「デジタルに強い司書・司書教諭・学校司書の育成」が重要だが、ICT支援員は授業におけるパソコンの使い方サポート、学校図書館はそれとは別というのはどうもそぐわない。もっと有効な連携があつていい。もちろん学校司書がICTに詳しくなることも大切。運営が縦割りになっている例を見聞きする。現場では、以前パソコン室だったところが閉じられ、図書館はそのスペースが隣なのに使えない例、逆に壁を取って、かつてのパソコン室を有効に利用している例がある。積極的に使っているところとそうでもないところがある。空間的な利用に加え、ICT支援員との連携があつていい。

図書館法も学校図書館法も、その下の「望ましい基準」、ガイドラインも、時間がたって現状にそぐわない点があるものの、不变的な理念はちゃんと書かれている。書かれているけど、現実化することができ

ていない。研修も校長や館長の理解が抜けがちで、結果的に、望ましいんだからしなくてもいい、努力義務だからしないでいいと落ちてしまう。

高橋委員：骨子の3の(5)「人材育成と専門性の向上」に、デジタルネットワークと館長・校長のことが書いてある。この中に、新たな図書館の役割に鑑みた研修内容の検討に、ファシリテーション力、対人スキルに関連する能力の育成を喚起させるような記述を入れたほうがいい。実態を踏まえると、学校図書館ガイドラインや「望ましい基準」の内容で、1つ上の図書館法、学校図書館法の法に移動してもいい内容、ただ細かいものが移動すると困るとは思うが、法に移動させてもいい内容の検討を考えた方がいいのではないか。そうしないと管理職が職員に業務を頼みにくい、組織という視点からも、そうしてほしい。

堀川副座長：骨子案を見ると、図書館イコール読書というイメージがそのままである。読書の意味も同じではない。委員の発言に、図書館の役割として学習、情報活用能力の育成という言葉が出てきた。そういうことは本文には出てくるかもしれないが、章の見出しにそういう言葉がないと、図書館は読書というイメージをそのまま与えてしまう。何か工夫がないか。学習環境、情報環境など、もっといい言葉を工夫していただきたい。

この中には、国は何をしたらいいか、教育委員会はどうしたらいいか、そうした視点も最後に入れてほしい。以前、学校図書館ガイドラインを出したとき、教育委員会はガイドラインを周知して、ガイドラインを踏まえた学校図書館の充実に向けた施策の推進をやってほしい、そういう文言があった。そういうことを加えていただきたい。

実際に図書主任という名前で図書館のことをいらっしゃる方々は多いが、運営だけであって、カリキュラムとどう関わりを持たせるか、そこまでの役割は捉えられていない。そういう現実も踏まえて、学校司書や司書教諭は何をするか、図書主任はどこまでするのかという記述も入れていただきたい。

池内委員：堀川委員の意見で思い出した。第4次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」で初めてデジタル読書も読書に加えると書かれている。でも、世の中の人が何をもって読書という行為とみなすかはばらばらである。これについて、慶應義塾大学名誉教授の上田修一先生が調査をされた事例があり、電子書籍を読むという行為は読書だと思わない人が半数以上いる。今、メディアが多様化して、オーディオブック、音で聞く読書もある。メディアが多様化して読書の範疇も広がっている。紙だけの時代でも、辞書を読むことは読書じゃないと言われた。いろんな人がいる。

この手の文章に、読書とはという定義が必要である。堀川委員の意見で思い出したが、例えば本屋さんに行く、お母さんお父さんが、何でもいいから本買ってあげようと言って漫画を持っていったら、漫画は駄目と言う。日本の読書調査は、漫画は除くと書いてある。本当に奇妙なことで、何だって読書のはずなのに、読書から外しているという人もいる。

読書とは何か、文科省が定義している読書の定義があったら、いろんなところで引用して、授業で文科省はこう言っていると言えるので、多様な読書を捉える概念を定義して、今回の骨子にも含めていただくとありがたい。

次回第8回会議は11月14日。

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」(第8回)

第8回会議は、11月14日に開催された。第8回会議の議題は、「図書館が拓く未来の学びと地域社会～これからの図書館・学校図書館の運営の充実に向けて～」(報告書骨子案)についてである。事務局より説明があり、意見交換を行う。第8回会議については、本原稿作成時点で議事録が掲載されていないため、報告資料と高橋の傍聴時のメモにより記述する。

事務局より報告書骨子案について説明があった。以下に報告書骨子案の全体構成と学校図書館関連部分を抜粋する。全体構成の☆は抜粋した箇所である。

図書館が拓く未来の学びと地域社会

～これからの図書館・学校図書館の運営の充実に向けて～（報告書骨子案）

全体構成

はじめに 報告書の背景及び趣旨等

1. 生涯にわたる学びを支える図書館・学校図書館の機能及び役割

—多くの人が集う地域の「ハブ」、学校の「中心」を担う施設を目指して（仮）→p. 2

(1) 図書館・学校図書館を巡る現状と課題

(2) 今後求められる機能と役割

【図書館】「読む」×「集う」×「学ぶ」＝「新たな地域共創」へ

【学校図書館】学びの深化を担う学校の「中心」へ ☆1

2. 全ての人に開かれた図書館サービスの構築に向けた方策→p. 3-8

(1) ユニバーサル・アクセスの実現に向けて

(ICT・デジタル化への対応、読書バリアフリーの推進)

(2) 対話と活動による地域の連携・協働の一層の推進

(3) 図書館・学校図書館を支える人材の育成・配置の充実 ☆2

3. 図書館・学校図書館に係る制度・基準の見直し→p. 9 ☆3

(1) 国において今後求められる対応

(2) 地方公共団体において今後求められる対応

おわりに 今後の施策推進への期待等

抜粋部分（☆）1 1の（2）【学校図書館】

【学校図書館】学びの深化を担う学校の「中心」へ

▶ 教育課程における学校図書館の位置づけ：「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実と主体的・対話的な学びの実現、情報活用能力の育成

▶ 近年の学校図書館に見られる取組：「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3機能のほか、様々な子供の「居場所」としての学校図書館の機能や設備を追加、紙資料と電子資料も融合させた活用による学びの促進等

▶ 子供にとっての地域の「入口」：子供が地域の図書館を利用するきっかけや橋渡し役を担う

抜粋部分（☆）2 2の（3）の2）【学校図書館】

【学校図書館】

▶ 学校図書館の機能を十分に発揮できる体制の構築 館長（校長）、司書教諭、学校司書の役割の明確化 ▶ 今後の学校図書館に求められる機能と役割を果たすための体制構築

- ・GIGAスクール構想や読書バリアフリーに対応できる職員の配置促進、資質向上
- ・ICT支援員等の専門性を有する担当者や福祉部局等の他部署との連携強化

▶ 安定した学校図書館運営・授業支援等に向けた取組

- ・司書教諭の業務負担の軽減、複数人配置による分散、11学級以下の学校への配置
- ・学校司書の専任・常勤職員配置

▶ 学校図書館を支える人材に対する研修内容の改善・充実

- ・教育課程の展開に寄与する役割を適切に果たすため、学校司書が学校の経営方針や年間指導計画を理解する必要性
- ・司書教諭・学校司書のみならず校長・教師に向けた学校図書館研修実施の重要性

▶ ICTや読書バリアフリーへの対応も踏まえ、学校司書モデルカリキュラムの改定、あるいは司書養成課程科目を含めた一体的見直し（再掲）

抜粋部分（☆）3 3の（1）（2）

(1) 国において今後求められる対応

►国における役割：法令改正や「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」「学校図書館ガイドライン」「学校図書館図書標準」（電子資料対応を含む）の改定について検討 等

＜検討に際してのポイント＞

- ・デジタル化への対応強化
- ・読書バリアフリー対応の充実
- ・関係機関等との連携・協働の促進
- ・人材の育成・配置の充実

►司書養成課程科目及び学校司書モデルカリキュラムの改定、あるいは一体的見直しの検討 等

(2) 地方公共団体において今後求められる対応

►地方公共団体における役割：図書館・学校図書館運営に係る十分な予算確保、人材の任用（採用）条件・研修の見直し* 等

*研修の内容、実施方法やそれらを担保するための方策（図書館評価や業務委託契約等に盛り込む 等）

意見交換（学校図書館に関連する部分の発言のみ 高橋のメモによる）

池内委員：学校との連携、小中が多い。高校との連携を位置づけるべき。

植村委員：司書教諭は12学級以上を見直すべきではないか、本当は全校にと言いたい。学校司書については、置かなければならないとする。

野口委員：学習指導要領に学校図書館の機能の活用を入れる。司書教諭の養成科目の見直しを行う。教職科目に司書教諭の科目を履修できるようにする。

堀川委員：学校司書・司書教諭、役割の明確化が必要。司書教諭の役割が明確になっていない。司書教諭科目の改訂の際、情報教育の一翼を担うメディアの専門職とする。学校司書については、2014年3月の報告書（「これからの中学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」）に書かれている。多くの学校で司書教諭が機能していない。

小林委員：特別支援学校の記述に関して、普通の学校の特別支援学級についても必要。学校司書・司書教諭について、財源措置をぜひ入れてほしい。

奈須委員：各種メディアの中心としての学校図書館、メディアの専門職としての司書教諭、学校図書館の利活用、信頼できる情報のある学校図書館。

高橋委員：読書への関心を高める、不読率を減らすといった点が書かれていない。本を読むことで何のメリットがあるかがわかる書き方を。高校の不読率が高い。学校図書館は小中が中心、学校図書館図書標準も小・中・特別支援学校のみ、高校が入っていない。高校も入れるべき、高校にも手厚く。

紀之定委員：電子書籍を学校で使うには難しさがある。

奈須委員：学習指導要領に拘束力があるわけではない。全体としては減らしたい。

植村委員：電子書籍の学校連携は増えている。授業内での一斉利用や朝読はOKだが、授業で電子書籍を使うのは大丈夫かという点が課題。

次回第9回会議は12月18日。

第8回会議では、報告書骨子案が中心のやりとりになった。司書教諭についての意見が大変気になる。「メディアの専門職としての司書教諭」など一部の私学を除いて存在しないし、理想論でしかない。「多くの学校で司書教諭が機能していない」（堀川委員意見）現実があるのに、と思う。また、高校の不読率そのものを疑問視する意見が出てこない。学校図書館図書標準に高校を入れるという意見は、日本図書館協会が2023年度まで毎年行っていた図書館関係地方交付税の要望書に入っていた内容である。さらに第7回会議で話題になっていた「読書」の再定義は、この報告書に入らないのだろうか。

幹事会から部会員の皆様へ

部会報の PDF 配信についてのアンケートにご協力下さい

→→→締切は、2026年1月20日まで

- 幹事会では、部会報の PDF 配信の可能性を検討しています。検討材料の一つとして、標記のアンケートを行いますので、ご協力をお願いいたします。
- 回答は、インターネットの回答フォームまたは郵送でお願いいたします。
- ・インターネットからの回答フォームは→<https://forms.gle/FRPCbtcL5wdQUpe47> →
JLA ホームページ内の学校図書館部会ホームページからも開けます。
(設問は 6 間で、30 秒～1 分程度で回答できると思います)
- ・郵送の場合は、右ページの質問項目部分をコピーし、回答を記入して、〒177-044 東京都練馬区上石神井 2-2-43 東京都立井草高等学校図書館・中村宛に郵送してください。



«参考»幹事会での検討で出た意見

安価で便利な紙資料送付のサービスがなくなってしまったことから、これを機にデータ配信化ができないかと話し合っていますが、それには幾つかの課題も想定されていて、簡単には結論が出せないでいます。参考までに、幹事会で出された主な意見をご紹介します。

(部会が独自にメールアドレスや不着の管理をする場合について)

- アドレスを部会側で管理する場合、メールアドレスの更新管理の作業は、事務量の負担が増えてしまい、難しいのではないか。
- メール配信会員と紙送付会員の区分けを適宜情報更新して管理し、それぞれの方法で送ることも、事務量の負担が増えてしまい、難しいのではないか。
(JLA ホームページの会員登録・メールアドレス登録の機能について)
- JLA ホームページの会員登録・メールアドレス登録の機能が周知されていない。登録している人は少ないのではないか。
- JLA ホームページの会員登録は、誰が登録しているのか、現状部会ではわからない。これに関する個人情報を事務局と共有できるのか？
- 送信の作業やメール不着の対応を事務局と相談する必要がある。
(その他)
- 一定の数の、登録者とメール配信希望者がいれば、印刷製本の作業量の負担と郵送費は軽減できる。
- 部会報を発行している部会は少なく、またメール配信できている部会は部会員数が少ない部会である。学校図書館部会とは事情が異なり、この部会では難しくないか。
- メール配信を希望しない人や受信できない人もいるはずで、基本的には従来通り紙での送付が必要。メール配信への変更は、希望・承諾した人のみに向けたサービスが原則だろう。
- メール配信する場合は、一定期間は、紙の部会報も併用して送るなど、移行期間が必要か。
- メール配信に変えてもらっても、他の団体のように、会費が安くなるなどの差別化はできない (JLA の会費は全部会共通。部会により部会報があってもなくても送付方法が違っても同額)。

幹事会ではおおむね以上のような意見があり、当面は、従来通り紙で発行し、一定期間経過後にはホームページにも掲載する扱いを続けることにしています。特に、アドレスを部会側で管理する場合は、メールアドレスの更新管理や、配信と紙送付の区分けの管理と対応が、事務量として対応できるのか、という問題があります。他団体などで経験されている方には、実情やどのように対応されているか等、情報やご助言等も頂ければありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【回答締切：2026/1/20】部会報 PDF 配信検討アンケート

部会報の送付方法について、現在の印刷物郵送から PDF ファイル配信に変更することを幹事会で検討しています。部会報の送付方法について、ぜひ皆様のご意見をお寄せください。検討の参考にさせていただきます。（＊印は必須の質問です）（自由記入のスペースが足りない場合は、別紙でどうぞ）

1. 今後の部会報の送付方法について、ご希望をお聞かせください。*

- ア) 今まで通り印刷物郵送がよい
- イ) PDF ファイル配信がよい
- ウ) どちらでもよい
- エ) その他（自由記入）：

2. 部会報が PDF ファイル配信になる場合、どのような配信方法を希望しますか。*

- ア) PDF ファイル配信を希望しない（引き続き印刷物の送付を希望する）
- イ) 部会メーリングリストに PDF ファイルをメール添付で配信
- ウ) 部会メーリングリストに、部会ウェブサイトに掲載した部会報 PDF ファイルの URL を配信（PDF ファイルそのものは添付しない）
- エ) 配信用に別途登録したメールアドレス宛に、PDF ファイルを一斉配信（部会メーリングリストは使用しない）
- オ) その他（自由記入）：

3. PDF ファイル配信になる場合、メールアドレスの登録方法について、対応してもよいと思うものを選択してください。（複数回答可）*

- ア) PDF ファイル配信を希望しない（引き続き印刷物の送付を希望する）
- イ) 自身で部会メーリングリストにメールアドレスを登録する（既に部会メーリングリストに参加している方は作業不要）
- ウ) 自身で日本図書館協会のホームページから「新規ユーザー登録」し、その登録メールアドレスに送信する（既にユーザー登録している方は作業不要）
- エ) 配信用に、部会幹事会が指定する方法でメールアドレスをあらためて登録する（配信希望者は全員作業が必要）
- オ) その他（自由記入）：

4. PDF で受信した場合、部会報を読むと思いますか？*

※他の研究会等で会報類のデータ受信を経験されている場合は、実際にどうされているかも参考にしてお答え下さい。

- ア) 紙送付の時と同じ様に読むと思う
- イ) まれに読まないこともあると思う
- ウ) 読まないことが多くなると思う
- エ) 紙送付の時より読むようになると思う
- オ) その他（自由記入）：

5. 「4」の回答の理由を教えてください。

（回答を自由記入）：

6. その他、部会報に関するご意見やご要望を自由にご記入ください。

（回答を自由記入）：

部会からのお知らせ

部会連絡先→(E-Mail) gakutobukai@jla.or.jp

NEW!

◎学校図書館部会関連の書籍がいろいろ出ています！！……詳細は23～24ページ参照。書店でお求めください

○ブックレット『学校図書館施設設備基準 解説一対話から始める一』が刊行されました！

部会員の皆様にもご協力いただいて作成した学校図書館部会の施設設備基準が、JLA ブックレットとして10月に刊行されました。基準本文に加え、解説記事も充実です。ぜひお求めください。

○昨年増刷が実現したブックレット『学校図書館とマンガ』はまだ入手可能です！ 再度品切れになった場合は、その後の入手困難が予想されます。この機会を逃すことなくお求めください。

○『学校図書館職員調査による学校司書等の現状』(日本図書館協会非正規雇用職員に関する委員会編)も11月に刊行されました！ 非正規委員会による渾身の調査結果。力作です。意見記入欄に寄せられた生の声も収録。データに加え、迫力ある現場の状況の記録でもあります。こちらもぜひお求めください。

◎今後の次号部会報発行予定《情報・原稿募集…各地の情報・実践記録・研究会集会等イベント開催情報等々お知らせ下さい》

次号81号は2026年3月頃、82号は2026年7月頃発行の予定です。皆様からの情報や原稿も募集しています。図書館関係の研究会・集会等の開催情報は、日時やテーマ等要点をまとめて掲載します。〆切は発行予定時期の約1ヶ月前が目安になります。詳しくは部会までお問い合わせ下さい。

NEW!

◎第53回(2025)夏季研究集会報告集は、まもなく完成の見込みです。通販については次号部会報でご案内いたします。

◎学図部会メーリングリストへのご参加のお誘い

部会員相互の連絡や、皆様からの意見を部会運営に生かすために、メーリングリストを開設しています。参加ご希望の方は、部会メールアドレス gakutobukai@jla.or.jp 宛にご連絡下さい。参加にあたっては、(1) 氏名(本名) (2) 日本図書館協会の会員番号(図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています) (3) 所属(ない方は不要) (4) メールアドレスをお知らせ下さい。※メーリングリストへの参加は部会員に限らせていただいております。協会を退会された方や部会を移動された方など、部会員でなくなった場合には、ご連絡下さい。部会員でないことが確認された場合、配信を終了させていただきます。

◎異動・変更等について

人事異動、転居、改姓等された方は協会事務局へご一報下さい。ただし、メーリングリストに登録したメールアドレスの変更は、部会アドレス宛にお知らせ下さい。メーリングリスト参加者が協会を退会や所属部会を変更された場合、協会事務局に加えて、部会にもお知らせ下さい。

◎幹事会はどなたでもご参加いただけます／皆様からのご意見・ご提案をお待ちしています

学校図書館部会は役員が幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営しています。幹事会には、部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は部会連絡先にお問い合わせ下さい。また、遠方の会員の方など会議への直接の参加が難しい方はweb参加も可能です。ご意見・ご要望などをお寄せ下さい。役員一同、部会員の意見を反映した部会運営に努めたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

《短信》

幹事会

「部会・委員会のあり方検討委員会」が発足しています&アンケート実施中です

部会報 77 号(2024 年 12 月)で「部会・委員会の在り方検討準備ワーキンググループ」が設置されることをお知らせしましたが、その後 2025 年 3 月末に「報告」が提出されました。2025 年 9 月からは「部会・委員会のあり方検討委員会」が設置されています。2026 年 3 月までに報告書を作成するスケジュールで審議が進められているようです。「ワーキンググループ」の報告書は、JLA ホームページ（「会員・部会・委員会」→「委員会」→「部会・委員会のあり方検討委員会」のページ）に掲載されていますが、委員会発足後の議論の経過等は掲載されていないため、詳細は不明です。

同委員会では、現在、会員向けのアンケートを実施しています。会員の声を反映させるためにも、ご協力よろしくお願ひします。アンケートの実施期間は 12月26日までです。

※アンケート回答フォーム→ <https://www.jla.or.jp/answer-form/> →→→→→

(JLA ホームページ TOP→「お知らせ」→「お知らせ一覧」→11 月 25 日の部分)



《短信》

幹事会

学校図書館の非正規雇用の問題について、2026 年 2 月 3 日午後に院内集会を開催予定

非正規雇用に関わる様々な問題の改善・解決のために、JLA も含めた図書館関連団体で「図書館非正規雇用のための連絡会」を行っており、この連絡会を中心とした院内集会実行委員会が、これまで 2 回の院内集会を開催してきました（1 回目 2024 年 6 月 6 日、2 回目 2025 年 2 月 19 日。これらについては、部会報 76 号(2024 年 7 月) や 78 号(2025 年 3 月)に記事掲載）。実行委員会では、2026 年 2 月 3 日(火)に、衆議院第一議員会館の大会議室で、3 回目の院内集会開催を予定しています。参加方法等詳細については、決まり次第、部会メーリングリストで連絡する予定です。ご参加よろしくお願ひいたします。なお、この実行委員会には、前回は JLA はメンバーには入らずに「後援」しましたが、今度の院内集会は、学校司書の配置・待遇の改善をテーマに行う関係で、日本図書館協会学校図書館部会・日本図書館協会非正規雇用職員に関する委員会が、実行委員会に加わることになりました。

部会関連の書籍のご案内

『学校図書館職員調査による学校司書等の現状』 ←新刊発売!!

日本図書館協会非正規雇用職員に関する委員会[編] / 日本図書館協会[刊] 2025.11

A4 判 79 頁 本体価格 : 2,000 円 ISBN : 978-4-8204-2503-8

内容：非正規雇用職員に関する委員会が 2023 年に実施した学校図書館職員に関する調査（自治体向け・個人向け）の結果を冊子にまとめました。学校図書館職員雇用状況調査（自治体向け）・学校図書館職員に関する実態調査（個人向け）の報告はもちろん、学校図書館職員に関する実態調査（個人向け）最後の質問に寄せられた回答者の声も収録。また、この調査を踏まえて同委員会と学校図書館部会がまとめた「学校司書の配置・待遇等について（見解）」、日本図書館協会として提示した「いつでも開いている学校図書館へ—学校司書の配置等に関する提言」も掲載。学校図書館を支える学校司書等の現状を明らかにし、今後の学校図書館の在り方を深く考えさせる報告書です。

『学校図書館とマンガ』 ←増刷出来!! 入手するなら今のうち!!

高橋恵美子・笠川昭治著／日本図書館協会（JLA ブックレット）[刊] 2022.10

A5 判 77 頁 本体価格 : 1,000 円 ISBN : 978-4-8204-2208-2

内容：学校図書館になぜマンガが必要か（理論編）／マンガをめぐる状況／学校図書館のマンガ導入／アメリカの学校図書館と日本のマンガ／アメリカにおける日本のグラフィックノベルをめぐる状況／学校図書館に段階的にマンガを入れる／学校司書配置の現状と課題／世界の著名な美術館でマンガが展示される／学校司書配置の現状と課題／各種のマンガリスト（これも学習マンガだ！～世界発見プロジェクト～全 250 作品リスト／社会への関心を広げてくれるマンガ、授業等で活用できるマンガ／ノンフィクションとしてのエッセイマンガ）

新刊発売!! ↓



移転や
新築・改築に
役立つ

学校図書館の設計は
「対話」から！

この基準は、学校司書たちが、使いやすい学校図書館を目指して多くの経験を持ちより知恵や意見を出し合って作成した、現場発の施設設備基準です。

付録記事では、新しい図書館を計画するときのポイントや、現場の職員や設計者等の関係者の対話の重要性、優れた事例や、実際の作業のポイントなどを解説。改築や大規模改修にあたる司書の実務に役立つことはもちろん、設計者や教育委員会等設置者の施設担当者にとっても、現場のニーズの把握や対話の素材として役立つでしょう。

基礎的な実務書としてぜひお手元にお備え下さい。

JLA Booklet no.20

学校図書館施設設備基準 解説 —「対話」から始める

編著 日本国図書館協会学校図書館部会

発行 日本国図書館協会

ISBN 978-4-8204-2502-1

価格 1,000円（本体価格）

発行年 2025年10月

判型 A5 頁数 86p

